

平成 26 年 3 月策定

平成 27 年 10 月改定

令和元年 5 月改定

令和 2 年 5 月改定

令和 3 年 5 月改定

向田小学校いじめ防止基本方針

南足柄市立向田小学校

目次

1	いじめ問題に対する基本的な考え方	P 1
2	いじめの未然防止について	P 1
3	いじめの早期発見について	P 3
4	いじめに対する早期対応・解決	P 4
5	インターネット上のいじめへの対応	P 5
6	重大事態への対処	P 6

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に、重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、本校では、すべての児童が、いじめを行わず、いじめを許さず、いじめを見過ごすことがないように、この防止策に基づいた対策をしていく。

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

最近のいじめは、陰湿化していることや、仲間内での遊び半分のものが目立つことなどが指摘されている。このため問題が顕在化しにくく、事態が深刻化しやすいことも報告されている。教職員は次の①から⑥についての認識を持ち、いじめ問題に適切かつ迅速に対応する必要がある。

- ① いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、尊厳を損なう絶対に許されない行為である。
- ② いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- ④ いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童も含めたすべての児童に関する問題である。
- ⑤ いじめは、教師や保護者など、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ⑥ いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものである。

2 いじめの未然防止について

いじめを未然に防ぐには、いじめの形態や特質、原因や背景、具体的な指導方法などで、校内研修や職員会議等で周知を図り、教職員全員の共通理解が必要である。

また、児童が安心・安全に学校生活を送れるよう、周囲の友人や教職員との信頼関係を築きながら規則正しい態度で学校生活を送れるよう、日常の教育活動の充実を図ることが大事である。

(1) 組織的な学校体制の確立

校長、教頭、児童指導担当、養護教諭、学年主任、教育相談コーディネーター、支援教育部等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ防止対策委員会(児童指導部会)を設置し、必要に応じてケース会議を開催する。

また、教育相談コーディネーターが窓口となり、児童相談所や警察などの外部機関とも連携して、早期発見・早期対応に取り組む。

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てを可能にしていく。

(2) 職員会議等での情報交換及び共通理解

いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員で児童を見守っていくために、いじめの具体的な実態把握、原因や影響、背景、指導とその効果などについて、校内研修や職員会議において周知していく。また、いじめの予兆や悩みを抱えている児童を見逃さない体制づくりや教育相談体制の確立をしていく。

そのために、職員会議や学年会、児童指導部会、ケース会議等において、配慮を要する児童について、現状把握や指導についての情報交換や対応についての共通理解を図っていく。

発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害への特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行っていく。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(3) 学級経営の充実

- ① ソーシャルスキルトレーニングの実施、学校生活振り返りアンケート、いじめ防止アンケート等を生かして、児童の実態を十分に把握し、児童理解を深める。また、学級経営の中心的なねらいとして望ましい集団の育成を設定し、これに力を入れる。
- ② 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが達成感や充実感がもてる授業の実践に努める。
- ③ 指導に際しては、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。(特に、教職員の体罰については、児童生徒のいじめの遠因ともなるので、職員研修等により、体罰の禁止の徹底を図る。)

(4) 道徳教育の充実

- ① 道徳科の授業等の道徳教育を通して、児童の自己肯定感や人権感覚を育てる。
- ② 全ての教育活動において道徳教育を実践し、生命尊重の精神や思いやりの心を育てると共に、誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接することができるようにする。

(5) 相談体制の整備

支援教育担当、ハートフルスタッフ、スクールカウンセラー、養護教諭、通級指導教室担当者等と関わる機会を設定し、教育相談体制の充実に努める。

(6) 児童会活動の実施

- ① 異年齢集団による清掃活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- ② 「あいさつ」「せいそう」「なかよし」「あんぜん」週間の実施をする。

3 いじめの早期発見について

いじめは大人がいない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを周知しておく必要がある。また、いじめの発見が遅れると、いじめが深刻化・複雑化して解決が難しくなる。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の職員で積極的に関わっていく姿勢をとる。そのために、日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない感性をもつ。また、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、資質や能力の向上を図る。

(1) いじめのサインに敏感に気付くために

- ① 休み時間や清掃時間、放課後などの時間帯については、特に担任は児童とともに過ごす時間を確保して、その人間関係の変化について敏感にキャッチするよう努める。
- ② 教科担任や隣接学級の教師などと常に情報交換をして、複数で児童の人間関係の把握に努める。
- ③ 教職員は、児童の表情や態度の些細な変化に気づき、その変化がいじめによるものではないかという意識をもつ。

(2) 教育相談やアンケート調査を通して実態把握をする

- ① 年間計画に教育相談週間を位置づけ、児童や保護者と相談する時間を確保する。相談室を設置し、休み時間に児童が気軽に教育相談コーディネーターやハートフルスタッフと相談できる環境づくりをする。
- ② 行動観察や日記指導などを活用し、児童の気持ちや仲間関係の変化を把握する。また、学校生活のみならず、家庭生活の様子や児童の内面が分かるような表現力を養うとともに、担任と児童との信頼関係づくりに役立てる。気になる状況がある場合には、児童の声に耳を傾け、速やかに対応するようにする。
- ③ 定期的に学校生活振り返りアンケートを実施して、児童の様子を客観的に把握する。またその結果については速やかに分析して、気になる状況がある場合には早急な対応をしていく。
- ④ いじめ問題に限らず、学校生活について、保護者が気になることがある場合には、担任や教育相談コーディネーターに相談できるよう、常に信頼関係づくりに努める。また、直接、学校

に話しにくい場合などは、外部にも相談機関があることを保護者や児童に情報発信して周知する。

4 いじめに対する早期対応・解決

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。また、いじめを受けている児童を守り通すとともに、教育的な配慮のもと、毅然とした態度でいじめを行っている児童を指導する必要がある。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、いじめの内容によっては、警察等の関係機関との連携が必要である。

このため、教職員はいじめを認知した場合の対処について、全職員で周知しておくとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、計画的に研修を実施して組織的な対応ができるようにする。

(1) いじめを受けている児童や通報をしてきた児童の安全確保

いじめの相談や通報をしてきた児童から話を聞く場合は、他の児童に分からないように、場所や時間に十分に配慮をするとともに、それらの児童の安全を徹底的に守るための体制づくりが必要である。とくに、学校を離れた場面などについては細心の注意を要する。

(2) 正確な事実関係の把握

正確に事実関係を把握するために、速やかに関係児童や教職員、保護者等から事実確認を行い、記録していく。事実確認をするときには、複数の教職員で対応することを原則として、当事者のプライバシーや個人情報の取り扱いには十分に配慮する。

(3) 保護者への説明と市教育委員会への連絡

事実確認の結果は、管理職が責任をもって市教育委員会へ報告するとともに、関係する保護者に事実を説明し、今後の学校の対応方針に理解と協力を求める。いじめが犯罪行為と認められる場合は警察等と連携して対処する。

(4) いじめを受けている児童・保護者への対応と支援

① 事実確認をするとともに、いじめを受けている児童の立場に立ち、児童の気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図る。事実を正直に話せない場合や認めたくない場合には、大人が最後まで守り通すという姿勢を示すとともに、心身の安全を保障する対応策への理解を求める。

② いじめを受けている児童の保護者については、その心情に配慮しながら、誠意をもって対応する。家庭訪問等をして保護者に事実関係を正確に伝える必要がある。学校で安心して過ごすことができるように教職員が守る対策について理解を求めるとともに、保護者と連携をとりながら解決にあたっていくことを確認する。

さらに、必要に応じ、被害児童の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。いじめが解消されたと思われる場合でも、継続して十分注意を払い、折に触れ必要な支援を行っていく。

(5) いじめを行っている児童・保護者への指導と支援

- ① いじめを受けている児童の気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す、決して許されない行為であり、自らの行為の責任を自覚させる指導をする。いじめの行為が相手の心や体を傷つけることや、時には命をも奪うことについての認識をもたせる。
- ② いじめを行っている児童が抱えている課題や背景にも目を向けるとともに、自身の行為の反省にもとづき、これからの立ち直りに向けた指導や支援についての話し合いをもつ。
- ③ いじめの状況に応じては、出席停止等の措置を視野に入れ、いじめを受けている児童の安全を最優先する。

(6) 周囲の児童に対しての指導

- ① 当事者だけの問題にとどめず、いじめを見ていた児童も自分の問題として認識させる。いじめに気付いた場合はそのまま傍観者として過ごすのではなく、大人に知らせることの勇気をもたせ、「観衆」「傍観者」とならないように指導する。
- ② おもしろがったり、同調したりする児童がいた場合は、それらの行為はいじめに加担しているという認識をもたせ、反省する指導をする。
- ③ 必要に応じて、学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは絶対に許されない」という意識を全校児童で確認し、再発防止に向けた指導を行う。

(7) 事案解決後の対応

- ① いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできない。いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ。

*いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの条件を満たしている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 インターネット上のいじめへの対応

教職員はインターネット上で発信されている情報の特質を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握することが大事である。携帯電話等のメールやSNSについては、特定の

グループ内での情報となり、大人が発見しにくい特性がある。学校における情報モラル教育をすすめるとともに、保護者においてもこれらの理解を求めていくことが不可欠である。

インターネットについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に迅速な対応を行う。

(1) 未然防止のために

携帯電話等を利用したいじめは、その性質上、保護者との連携・協力が重要である。学校は、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行う。人権教育・情報モラル教育を充実させるため発達段階に応じた計画的な指導にあたる必要がある。

(2) 早期発見・早期対応のために

インターネット上にいじめにつながる不適切な書き込み等があった場合には、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバイダーに書き込みや画像の削除依頼の措置をとる。措置をとるにあたり、必要に応じて警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(3) 事案解決後の対応

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュ（検索エンジンが検索結果を表示するための索引を作る際に検索にかかった各ページの内容を保存したもの）が残っているため、必要に応じてその後の書き込み状況の経過を見るようにする。

6 重大事態への対処

生命・身体の安全がおびやかされるような重大な事態が発生した場合、速やかに市教育委員会や警察に連絡するとともに、対応について、校内で「いじめ緊急対策委員会」を設置する。

事実関係を明確にするための調査を実施した場合、その調査結果は、いじめを受けた児童とその保護者に対して適切に情報の開示をする。また、市教育委員会の指示のもとで、必要に応じて第三者への公開や再調査等の対応をしていく。

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号」より）

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「いじめ緊急対策委員会」を設置する。

- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 「いじめ緊急対策委員会」の構成

- ・管理職、児童指導主任、グループリーダー、教育相談コーディネーター、学年主任、学級担任。
- ・事案内容により構成員については校長が任命する。また、組織を構成する第三者の参加については、市教育委員会と検討して決定する。

<別表>

いじめ対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針についての検討 【児童指導部会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換・共通理解 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり 【入学式】 ○学級開き・学級ルールづくり ○委員会活動発足 ○児童代表委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・学年・学級懇談会】
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換・共通理解 【児童指導全体会・職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり 【遠足・修学旅行・運動会】 ○全校児童集会 ○児童代表委員会 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○幼小交流会(情報交換) ○児童指導担当教員研修 ○第一回幼児・児童・生徒指導担当者会議 ○第一回小中連携不登校連絡会議 ○第一回足柄台中学校区幼児・児童・生徒指導連絡協議会 ○児童に対する情報交換・共通理解 【児童指導部会・職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり 【長縄集会・遠足・野外教室・田植え】 ○縦割り清掃班会議・縦割り清掃開始 ○クラブ活動発足 ○児童代表委員会 ○全校児童集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○足柄上地区学校・警察連絡協議会児童・生徒指導担当者会 ○神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する第一期短期調査 ○第一回児童指導(いじめ防止)強化週間の実施(学校生活振り返りアンケート) ○児童に対する情報交換・共通理解 【児童指導部会・職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○非行防止教室 ○携帯電話教室 ○児童会によるいじめ防止活動 ○全校ふれあい集会 ○児童代表委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換 【学級懇談会・教育相談】
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内人権教育研究会 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換・共通理解 【児童指導部会・職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校児童集会 ○児童代表委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ミーティング

10月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換・共通理解【児童指導部会・職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校児童集会 ○児童代表委員会 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題に係る点検・調査(神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課) ○第二回小中連携不登校連絡会議 ○第二回児童指導(いじめ防止)強化週間の実施(学校生活振り返りアンケート) ○児童に対する情報交換・共通理解【児童指導部会・職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校ふれあい集会 ○全校児童集会 ○児童代表委員会 ○児童会によるいじめ防止活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての啓発【人権教育参観日】
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する第二期短期調査 ○児童に対する情報交換・共通理解【児童指導部会・職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり【校内時間走記録会】 ○全校児童集会 ○児童代表委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換【学級懇談会】
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換・共通理解【心と体の教育部会・職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童代表委員会 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○第三回小中連携不登校連絡会議 ○第二回幼児・児童・生徒指導担当者会議 ○児童に対する情報交換・共通理解【心と体の教育部会・職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼小交流会 ○行事を通した人間関係づくり【長縄大会、ささら踊り】 ○児童代表委員会 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○小中連携シートの作成 ○中学校との引き継ぎ会 ○幼稚園、保育園との引き継ぎ会 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり【卒業証書授与式】 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換【学級懇談会】